旭川市報道依頼

各報道機関　様

発表日	平成３０年７月５日
発信課	地域振興部　都市計画課
担当者	須藤
連絡先	電　話　0166-25-9704
	ＦＡＸ　0166-27-3466
	E-mail　tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

分　　類	(イベント･行事)　募集　契約･入札　会議･説明会　その他 （該当する分類を囲むこと。）
日　　程	７月１７日　～　７月１７日
発表項目 （行事名）	北海道旭川商業高等学校自転車安全走行会
概　　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。）	旭川市では，平成２８年３月に策定した「旭川市自転車ネットワーク計画」に基づき，先行整備を行ったモデル路線において，正しい自転車の乗り方などを周知するために，モデル路線に近い北海道旭川商業高等学校の生徒を対象に自転車安全走行会を開催します。 ・モデル路線区間　国道２３７号（４－１交差点⇔忠別橋） ・開催日時　平成３０年７月１７日（火）午後４時から ・集合場所　旭川商業高等学校 ・走行ルート　旭川商業高校　→　国道２３７号　→ ４条通（反対車線へ）　→　国道２３７号　→ 宮下通２丁目横断歩道　→　旭川商業高校 ・走行人数　生徒１５名，旭川サイクリング協会１０名を予定
添付資料	(有)　・　無　　啓発チラシ，走行会及びネットワーク計画概要 （有・無のいずれかを囲むこと。） ※　有の場合，資料の内容を記入すること。なお，別途冊子等の配付を希望する場合は，その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	撮影を行う場合には，国道２３７号の１条通～４条通でお願いします。 写真は生徒個人が特定できないものを使用してください。 参加した生徒への取材については，本人の承諾を得てから行ってください。
備　　考	

旭川商業高校自転車安全走行会について

旭川市自転車ネットワーク計画に基づき，整備をしたモデル路線において，正しい自転車の乗り方などを周知するために，モデル路線に近い北海道旭川商業高等学校の生徒を対象に自転車安全走行会を実施する。

■ 開催日時　　平成３０年７月１７日（火）　午後４時から

■ 走行人数　　旭川商業高校生徒１５名，旭川サイクリング協会１０名

■ 次　　第

１　開会
２　走行時における注意事項（旭川中央警察署）
３　走行開始（往復１５分程度）
４　アンケート（生徒を対象に実施）
５　閉会

■ 共　　催　　旭川市交通安全運動推進委員会

■ 協力団体　　北海道旭川商業高等学校，旭川サイクリング協会，
旭川観光コンベンション協会，西地区交通安全指導員など

■ 走行ルート

■ その他　　走行する生徒のほか約１５名の生徒が，１条通交差点付近で手旗を振りながら，自転車の正しい走行について見学する。

旭川市自転車ネットワーク計画 を策定しました！

旭川市地域振興部都市計画課

自転車ネットワーク計画 とは，

安全で快適な自転車利用環境づくりを進めるために，平成28年３月に策定した計画です。

ネットワーク計画の基本方針と３つの計画目標

【基本方針】　安心で快適な自転車利用環境の創出

旭川市の実情に合った，安全で快適な自転車通行空間を連続的に確保するとともに，
自転車利用者等の安全に対する意識の向上を図ることで，
市民が安心して自転車を利用できる環境を創出していきます。

【計画目標１】
面的な自転車ネットワークの形成

【計画目標２】
自転車・人・クルマが安心・安全に共存できる自転車通行空間の確保

【計画目標３】
自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上に向けたソフト対策を推進

自転車ネットワーク路線

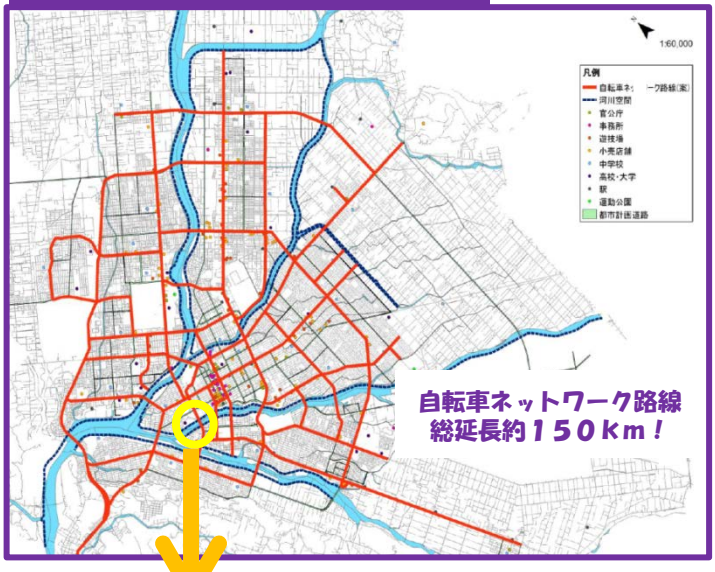

ソフト対策における２つの重点項目

【重点項目１】自転車利用五則等の周知徹底

① 自転車は車道が原則，歩道は例外
② 車道は左側を通行
③ 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
④ 安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止，夜間はライトを点灯，交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）
⑤ 子どもはヘルメットを着用

【重点項目２】計画内容の周知

- 自転車ネットワーク路線について
- 自転車通行空間の整備内容について
- 整備路線の自転車通行方法について

自転車走行空間を整備しました！

青色の矢羽根型の路面標示です！！！

ネットワーク路線を本格的につくる前に，モデルとなる路線を整備し，自転車利用五則等を周知していきます。場所は，『国道２３７号（４条通～忠別橋）』で，平成２９年１０月に完成しました。
（延長約７００ｍ）

整備前

整備後

自転車は車のなかま 守ろう!

自転車安全利用五則

① 自転車は車道が原則、歩道は例外

※13 歳未満の子どもと 70 歳以上の高齢者などは歩道を通れます。

② 車道は左側を通行

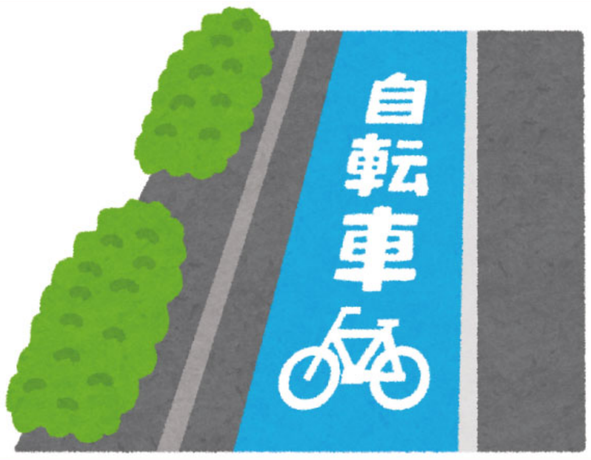

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

◆飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
◆夜間はライトを点灯
◆交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

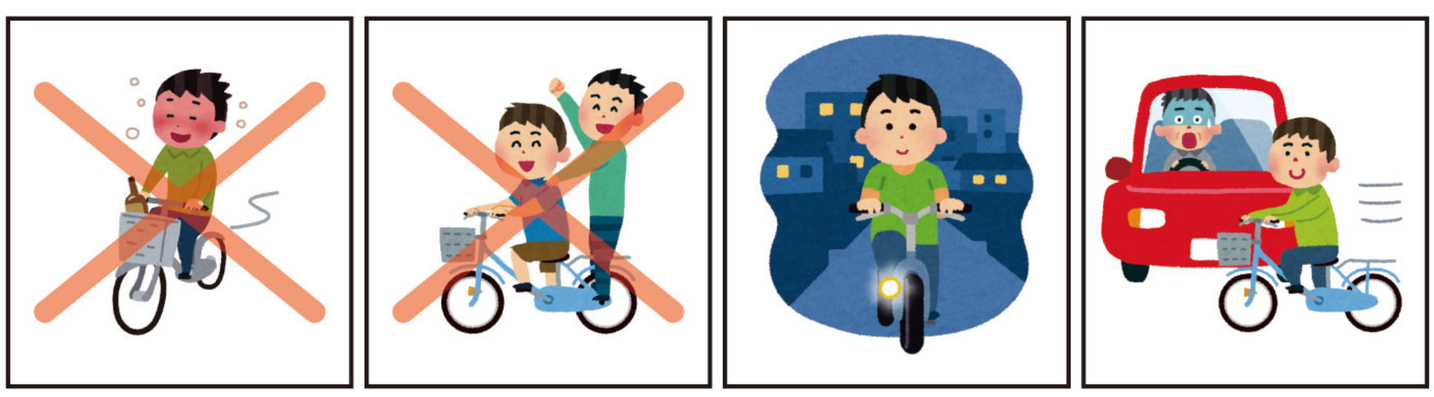

⑤ 子どもはヘルメットを着用

自動車の安全環境を整備しました!

自転車を安全に利用できるよう、国道 237 号の 4 条通交差点から忠別橋までの車道に、自転車の通行空間を示す**青色の矢羽根**を整備しました。

＜整備前＞

＜整備後イメージ＞

地図（国道 237 号：4 条通交差点～忠別橋）

旭川市